



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

823	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	1
824	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
825	〃	(〃).....	2
826	〃	(〃).....	2
827	〃	(〃).....	3
828	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
829	〃	(〃).....	3
830	〃	(〃).....	3
831	〃	(〃).....	4
832	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	4
833	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	4
834	広、南広土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
835	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
836	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
837	道路の供用開始	(〃).....	6
838	道路の区域変更	(〃).....	7
839	道路の供用開始	(〃).....	7
840	道路の区域変更	(〃).....	7
841	道路の供用開始	(〃).....	8
842	道路の区域変更	(〃).....	8
843	道路の供用開始	(〃).....	8
844	道路の区域変更	(〃).....	9
845	道路の供用開始	(〃).....	9
846	道路の区域変更	(〃).....	9
847	道路の供用開始	(〃).....	10
848	採石業務管理者試験の実施	(砂防課).....	10
849	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12

○ 人事委員会告示

10	平成26年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	12
----	--	-------	----

告 示

和歌山県告示第823号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年6月17日指定した。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	黄金のGT 7月号	12259-07	晋遊舎
月刊誌	CIRCUS MAX 7月号増刊	04100-07	KKベストセラーズ
月刊誌	実話BUNKAタブー 7月号	05375-07	コアマガジン
コミック	ayaアヤ 7月号	18815-07	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 7月号	19625-07	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
有医 119-23	しみず園診療所分院	有田郡有田川町大字粟生710-4	平成 26.3.31

和歌山県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
有市薬 28-25	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	平成 26.4.30

和歌山県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋葉 45-26	大谷薬局	橋本市古佐田1-4-55	平成 26. 4. 30

和歌山県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	廃 止 年 月 日
海南訪 15-24	株式会社紀州ライフ コーディネートサービス	海南市南赤坂11 和歌 山リサーチラボ内206 号	紀州リハビリケア訪問 看護ステーション	海南市南赤坂11 和歌 山リサーチラボ内206 号	平成 26. 5. 31

和歌山県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬 29-26	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	平成 26. 5. 1

和歌山県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
橋訪 6-26	株式会社なのはな	和歌山市坂田128-9	訪問看護ステーション なのはな	橋本市城山台2-22-12	平成 26. 5. 1

和歌山県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 47-26	株式会社大谷薬局	橋本市古佐田1-4-55	平成 26. 5. 1

和歌山県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 46-26	ウェーブ薬局紀伊山田店	橋本市神野々字大道南382-17	平成 26. 6. 1

和歌山県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人昭仁会 双苑	有田郡有田川町大字 奥222番地1	特別養護老人ホーム 吉備苑	有田郡有田川町大字 奥222番地1	介護老人福祉施設	平成 26. 5. 1
社会福祉法人昭仁会 双苑	有田郡有田川町大字 奥222番地1	特別養護老人ホーム 吉備苑ショートステ イサービスセンター	有田郡有田川町大字 奥222番地1	短期入所生活介護 ・介護予防短期入 所生活介護	平成 26. 5. 1
株式会社サニー	御坊市塩屋町北塩屋 1331-14	ケアプランセンター 陽	御坊市湯川町財部70 6番地5	居宅介護支援事業	平成 26. 6. 1
株式会社ネクストビ ジョン	日高郡美浜町和田14 51番地3	ケアプランサービス ケアビレッジ御坊	御坊市湯川町財部37 7-6	居宅介護支援事業	平成 26. 5. 23

和歌山県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔 44-26	下津公大	下津整骨院	海南市日方227	平成 26. 5. 1

和歌山県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成26年4月27日退任）

職名	氏名	住所
理事	久保田章夫	有田郡広川町大字殿311番地
理事	久保田裕士	有田郡広川町大字殿365番地
理事	西谷忠司	有田郡広川町大字南金屋311番地
理事	池永好行	有田郡広川町大字南金屋638番地
理事	久保田武夫	有田郡広川町大字東中148番地
理事	栗山裕充	有田郡広川町大字東中140番地
理事	岩内成美	有田郡広川町大字名島262番地
理事	崎山武生	有田郡広川町大字名島257番地
理事	殿村治	有田郡広川町大字広516番の11
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
監事	池永守	有田郡広川町大字南金屋234番地
監事	竹中芳英	有田郡広川町大字東中129番地
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

2 就任した役員（平成26年4月28日就任）

職名	氏名	住所
理事	久保田章夫	有田郡広川町大字殿311番地
理事	楠本益也	有田郡広川町大字殿1番地の1
理事	西谷忠司	有田郡広川町大字南金屋311番地
理事	池永好行	有田郡広川町大字南金屋638番地
理事	栗山裕充	有田郡広川町大字東中140番地
理事	大西健太	有田郡広川町大字東中98番地
理事	岩内成美	有田郡広川町大字名島262番地
理事	池田善文	有田郡広川町大字名島264番地
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
監事	崎山武生	有田郡広川町大字名島257番地
監事	楠本洋之	有田郡広川町大字殿378番地
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
印南町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰722番3地内	旧	6.35 ∩ 10.50	34.30	
同上	新	6.40 ∩ 10.50	34.30	

和歌山県告示第837号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰722番3地内

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市七山字長栖1342番1地先から同市七山字長栖1374番5地先まで	旧	7.87 ） 8.43	130.30	
海南市七山字長栖1341番1地先から同市七山字長栖1374番1地先まで	新	12.19 ） 15.73	130.30	

和歌山県告示第839号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市七山字長栖1341番1地先から同市七山字長栖1374番1地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字富士森480番3地先から同町大字志賀字古田447番3地先まで	旧	9.57 } 28.32	155.00	
同上	新	9.57 } 36.39	177.70	

和歌山県告示第841号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字志賀字富士森480番3地先から同町大字志賀字古田447番3地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市七山字星子1313番5地先から同市七山字星子1308番5地先まで	旧	8.59 } 10.24	61.91	
同上	新	15.59 } 18.05	61.91	

和歌山県告示第843号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海南市七山字星子1313番5地先から同市七山字星子1308番5地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田中宇溜池973番1地先から同町大字笠田中宇東谷979番1地先まで	旧	6.13 } 13.91	109.92	
同上	新	8.30 } 51.23	112.44	

和歌山県告示第845号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中宇溜池973番1地先から同町大字笠田中宇東谷979番1地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字山野字平2169番2地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで	旧	4.16 } 10.00	440.00	
日高郡日高川町大字山野字長川原2194番2地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで	旧	10.18 } 16.77	49.20	三津ノ川大橋 L=11.50
日高郡日高川町大字山野字平2169番2地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで	新	4.16 } 10.00	440.00	
日高郡日高川町大字山野字平2169番4地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで	新	8.20 } 31.10	346.10	本線橋 L=10.70 三津ノ川大橋 L=11.50

和歌山県告示第847号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字平2169番4地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで

供用開始の期日 平成26年6月27日

和歌山県告示第848号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第43回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成26年10月10日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱

水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成26年8月1日（金）から同年9月11日（木）までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用52円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成26年9月1日（月）から同月12日（金）まで

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成26年10月24日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、平成26年10月24日（金）から同年11月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び休日

を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

和歌山県告示第849号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3261	紀の川市花野字西岡385番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 26.6.17	6.00	26.83
				5.00	27.79

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

平成26年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

平成26年6月27日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

平成26年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	18人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成27年4月以降
	女性一般	3人程度		
	男性武道（柔道）	1人程度	上記の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	
警察官B	男性	46人程度	上記警察官A（男性武道を除く。）の職務内容と同じ。	
	女性	7人程度		

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成27年3月末日までに卒業見込みの人	昭和57年4月2日以降に生まれた男性

警察官A	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和57年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道（柔道）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成27年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和57年4月2日以降に生まれた男性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道（柔道）の段位については、公益財団法人講道館から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成27年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成26年9月21日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成26年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成26年10月下旬	和歌山市	平成26年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成26年11月下旬	和歌山市	平成26年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内容
教養試験 （択一式2時間）	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
実技試験	500点	柔道についての実技試験
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

※ 実技試験は、男性武道（柔道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験 （立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）

論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】	※200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験 (800字程度)
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※ 論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成25年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1, 200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無、聴力等)	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目(第1次試験の適性検査を除く。)には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

- 和歌山県警察本部警務課
- 和歌山県警察本部交通センター
- 県内各警察署
- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年7月1日（火）午前10時から同年8月8日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成26年7月1日（火）から受付を開始し、同年8月8日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿が確定した日から起算して1年である。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成27年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成27年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成26年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短期大学2卒	高校卒
-----	--------	-----

197, 200円

179, 000円

164, 700円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。